

食品流通構造改善促進法の特例

食品の製造、加工又は販売の事業者が、承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従って行う企業立地又は事業高度化のために必要な資金の借入れ等に対し、(財)食品流通構造改善促進機構が債務保証等を行うことができるよう、食品流通構造改善促進法の特例措置を講じる。

(財)食品流通構造改善促進機構が行う債務保証の概要

1. 保証の範囲

借入の元本、利息及び損害金の合計額の90%

2. 保証期間

20年以内

3. 保証料

借入の元本に係る保証債務の残高に対して年0.8%以内

4. 一被保証者に対する保証限度額

債務保証基金と機構の基本財産の合計額の100分の50に相当する額

(ただし、農林水産大臣の承認を受けた場合は債務保証基金と機構の基本財産の合計額)

5. 機構が保証する限度額

債務保証基金の6倍に相当する額

【参考】(財)食品流通構造改善促進機構による債務保証の実績等

基金保有額 約4.3億円(平成18年度末)

保証残高 約7.0億円(平成18年度末)